あきる野市物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準

(趣旨)

第1条 この基準は、指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図るため、あきる野市契約事務規則(平成7年あきる野市規則第38号)第35条の規定に基づき、あきる野市(以下「市」という。)が発注する物品買入れその他の契約(工事及び修繕の請負を除く。)に係る指名競争入札に参加させようとする者の指名について、必要な事項を定めるものとする。

(適格性の判定)

- 第2条 指名競争入札に参加する資格を有する者について、次に掲げる事項を調査し、その 適格性を判定するものとする。
  - (1) 申請営業種目
  - (2) 経営及び信用の状況
  - (3) 不誠実な行為の有無
  - (4) 発注契約の内容に適した専業性及び技術的適性
  - (5) 市における指名実績及び発注の状況
  - (6) 他官公庁契約実績の有無
  - (7) 事業所の所在地等発注契約における地理的条件

(指名方法)

第3条 前条の適格性の判定により、適格であると判断された者を指名する。

(優先指名)

- 第4条 前条の規定により指名するに当たって、次の各号のいずれかに該当する者は、他の者に優先して指名することができる。
  - (1) 本店の所在地が市内にある者
  - (2) 支店、営業所等の所在地が市内にある者
  - (3) 同一の契約事案に係る前回の契約業者(前回の契約の履行状況が良好でない者を 除く。)
  - (4) 過去において、市を相手方とする発注契約と同種かつ同規模程度の契約を履行した者で、履行成績が優秀であったもの
  - (5) その他市長が特に必要と認める者

(指名業者数)

第5条 指名する業者数は、発注契約の予定金額に応じ、別表に定めるところによる。ただし、発注契約に対する履行能力を有する業者が別表に定める業者数に満たないときは、この限りでない。

(指名の制限)

- 第6条 次の各号のいずれかに該当する者については、指名することができない。
  - (1) あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中である者
  - (2) あきる野市契約における暴力団等排除措置要綱(平成22年あきる野市通達第 37号)に基づく停止措置を受けている者
  - (3) 同一の発注契約において、組合を指名した場合の当該組合の組合員

- (4) 前3号のほか、指名することが不適切と認められる者(補則)
- 第7条 契約の目的、内容又は性質により、この基準による指名が困難であると認められる ものについては、この基準を適用しないことができる。

附則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

## 別表 (第5条関係)

発注契約予定金額	業者数
1億円以上	15者以上
6 千万円以上1 億円未満	12者以上
3 千万円以上 6 千万円未満	10者以上
1 千万円以上 3 千万円未満	8 者以上
500万円以上1千万円未満	7 者以上
300万円以上500万円未満	6 者以上
300万円未満	4 者以上